

在宅で育児する皆さんを応援します！

金ヶ崎町在宅子育て応援金

金ヶ崎町にお住まいで、保育施設などを利用せず、在宅でお子さんを子育てしている方に対し、応援金を給付します。

令和6年4月から、対象年齢や金額が変わりました(※1)

【申請について】

① 令和6年4月1日時点で対象要件を満たしている方

➡5月末までに申請が必要です(4月分から支給)

② 令和6年4月2日以降の出生・転入の方

➡出生・転入の手続き時に申請が必要です



【対象児童】 町内に住所を有し、保育施設等を利用していない、出生の翌日から起算して生後8週間～満3歳未満の児童

【対象者】 対象児童を同一住所で養育する保護者(※2)

【支給額】 児童1人あたり月額 10,000円(※3)

【申請手続】 申請書を子育て支援課へ提出(毎年度申請)

【支給期間】 申請日または生後8週間を超えた日の、いずれか遅い方の翌月から、満3歳になる月まで(※4)

【支給時期】 年2回 4～9月分と10～3月分をそれぞれ支給します

※1 制度変更に伴う経過措置として、令和5年度に支給対象であり、令和6年4月2日～9月1日に満3歳となる児童については、これまで同様に3歳の年度末まで月額5,000円が支給されます。

※2 生活保護受給者や暴力団関係者などは対象外となります。

※3 岩手県が実施する「いわて子育て応援在宅育児支援金」を含む金額となります。

※4 各月1日生まれのお子さんは3歳の誕生日の前月分までとなります。

【問合せ先】 子育て支援課 子育て支援係 TEL0197-44-4611